

Area Innovation Review Mook 001

特集

「脱・補助金時代のまちづくり」

—新しいまちづくり組織の胎動—

(AIR 2012年7月発行 Vol 1 - Vol4 の特集 再構成版)



AREA INNOVATION ALLIANCE

< 目 次 >

1 これまでの商店街の話をしよう

- (1) 今という時代の認識 -補助金依存のまちづくりはもはや許されない時代へ-
- (2) 中小商業政策の変遷 -守られ続けることで喪失した競争意識-

2 補助金廃止の時代が到来

- (1) 行政事業レビューを斬る -業界に激震！ 戦略補助金、廃止か！？-
- (2) 「戦略補助金」を振り返る

3 商店街振興組合を蝕む課題

- (1) 財源・人材・組織の課題
- (2) 生き残る商店街の特徴 -競争を受け入れ、自らを変える-

4 生き残る商店街振興組合の要諦

- (1) 高松丸亀町商店街振興組合 -市街地再開発事業への経緯-
- (2) 丸亀町商店街振興組合にみる生き残る振興組合の要諦

5 これからのまちづくりの話をしよう！

- (1) 新たなまちづくり組織の必要性 -振興組合だけがまちづくりの主役じゃない！-
- (2) 新しいまちづくりへの胎動 -ネオ・まちづくりの傾向-

6 まちづくり組織の自主財源事業

- (1) まちづくり組織の自主財源事業の事例紹介と分析
- (2) 新しい自主財源事業への挑戦

<お断り書き>

本MOOKは、A I Aの配信するメールマガジン『Area Innovation Review』の2012年7月度配信のV o l 1 ~ V o l 4の特集記事を再構成したものを一部加筆修正したものです。

その後、本文内にて紹介しておりますサイトや資料などのURLが切れてしまっている可能性があります。ご容赦頂きたく存じます。

1. これまでの商店街の話をしよう

(1) 今という時代の認識 -補助金依存のまちづくりはもはや許されない時代へ-

我が国の財政状況は、歳出が税収を上回り続けており、慢性的な財政赤字にあります。平成24年度一般会計予算の90兆円のうち、税収で賄えているのは5割に満たず、約半分を将来世代の負担となる借金に依存している状況です。そして少子高齢化社会に突入したことで社会保障関係費の増大が状況を更に悪化させているという、そんな現状に今、我々は立たされています。当然、まちづくりの分野も危機に直面する日本社会の財政状況を見捨てることはできません。

先月、経済産業省に対する平成24年行政事業レビューにおいて「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」補助金（以下、「戦略補助」という）に廃止という判定が下され、まちづくり業界内で話題となっていますが、これからのまちづくりの在り方を考える上で大変重要な契機といえます。多くの商店街振興組合（以下「商店街」という）やまちづくり会社では、アーケード改修や空き店舗活用策、販促のためのイベント等実施するのに国からの補助金を見込んで立案していますが、今回の事業レビューを受け、見込める補助金メニューが一つ減ってしまいました。

冒頭述べたような日本の財政状況を考えて、補助金を見直し統廃合する流れは今後より進んでいくでしょう。いよいよ近い将来「補助金ゼロ」という時代が到来するかもしれません。我々まちづくりに関わる者たちは、補助金に頼らない事業型まちづくりへ本気で転換を目指す時にきました。そこで今号から4回に分け、これまでの商店街やまちづくり会社向け補助金の在り方を振り返りつつ、補助金依存体質のまちづくりからの転換に必要な条件を提言していきます。

(2) 中小商業政策の変遷 -守られ続けることで喪失した競争意識-

そもそも補助金とは、国が公益上必要がある場合に地方公共団体や民間事業者へ交付する金銭的給付であり、時代背景に応じた何らかの政策的意義を有しています。中小商業向けの補助金も時代の変化に合わせて変遷してきています。本メルマガの読者の多くが関係する中小商業において補助金が出されていた意義はどこにあるのかまずは政策的変遷の確認を一緒にしていきます。

まず、戦前においては、百貨店という新しい業態が急速な売上拡大を進めるのに伴い1937年、中小小売業者を保護する観点から「百貨店法」が制定されました。百貨店を新增築するには、通産大臣の許可を必要とすることとし、営業時間や営業日数等も規制していました。当時の小売業界

において百貨店が唯一の大企業であり、これを抑制することで中小商業者の育成を図る保護的な観点が重視されました。（戦後の一時、百貨店法は廃止されたが1956年に復活。）

次に戦後の政策動向としては、1962年「商店街振興組合法」が成立。法制定のきっかけとなったのは、1959年東海地方を襲った伊勢湾台風とされています。市民生活に重要な存在である商店街などの小売機能を災害から早く復旧させるべく、政府は予算措置を講じるために、受け皿となる法人格組織として商店街振興組合を創設しました。また、大量消費社会を迎え、新たに生まれたスーパーマーケットという業態が拡がり始め、中小小売業者に大きな打撃を与えるようになりました。そこで、百貨店だけでなく大規模店舗を全般的に規制する法律「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（以下、「大店法」）が1973年に制定されることとなったのです。

戦前の百貨店法制定以来、我が国の中小商業政策の軸足は、大型店を抑制することで中小小売業者の振興を図るという点に置いてきました。これが1980年代に入り、日米貿易摩擦が生じ大型店出店規制に対する米国の批判を受け、大店法撤廃の議論がされるように流れが変わり出しました。その前後から、「コミュニティマート構想」等、地域に根づいた商業という観点からまちづくりの視点が積極的に導入されるようになります。そして1990年から大店法は段階的に規制緩和されるようになり、2000年ついに大店法は廃止され、代わりにまちづくり三法体制へと移行していきました。2005年には改正まちづくり三法が成立し現在の中心市街地活性化制度運用へとつながり現在に至っています。

政策的変遷を辿ると、戦前から大店法廃止までの間、中小商業政策に関する軸足は「保護」に軸足が置かれてきました。それが大店法廃止以降、政策は規制緩和の方へ徐々に舵を切りました。この点を指摘して、規制緩和だけが進んだため日本の中小商業が衰退したと見る向きも多くあります。しかし、この見方に対し、我々AIAは、あえて異を唱えます。日本の中小商業は、政策により余りに保護され過ぎたのではないのでしょうか。本来ならば、守られている間に中小小売業者同士での共同化による事業合理化などを進め、同時に競争力を磨くべきところを大型店という脅威からいかに守ってもらうかという思考に偏り、競争マインドを失ってしまったというのが今の実態と考えます。

結果、多くの中小小売業者の意識には、規制強化や補助金支援によって国から助けってもらうことが当たり前といった意識が蔓延してしまいました。